



一部払戻し
預金 請求書
解 約

一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

令和 元年 7月 1日

下記のとおり積立預金の (1. 一部払戻し 2. 解約) を請求します。 該当数字を で囲んでください。

所属コード	職員番号
7 0 0 0 0 0	9 9 9 9 9 9

所属名	津小学校	届出印
名前	互助 太郎	

①. 一部払戻し

希望する払戻し額と払戻し日を記入してください。

一部払戻し額							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			1	5	0	0	0

一部払戻し日		
年	月	日
0 1	0 7	2 5

2. 解 約

解約月のみ記入し、解約金の明細欄には何も記入しないでください。
又、退職の場合は、解約月は記入せず、(退職)と空欄に記入してください。

解約金の明細							
当月積立額	千万	百万	十万	万	千	百	十
積立残高							
利息額							
所得税額							
解約払出額							

解約月	
年	月

(注意事項)

- 一部払戻しは月3回(5日・15日・25日)、解約は月1回(25日)が送金日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。ただし、8月・1月に限り、電算関係事務の都合により一部払戻しの送金日が、月2回となります。なお、解約の場合、希望する解約月の積立分も含めて送金日に送金します。締切日・送金日一覧は、当会ホームページ及び「福利のたより」に掲載しています。
- 一部払戻し及び解約をしても利率は下がりず、手数料もかかりません。
- 法定外控除口座又は送金用口座(お持ちの場合)へ送金されます。
- 解約される方で、少額貯蓄非課税制度(新マル優制度)の適用を受けている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。
- この用紙の記入内容は、預金管理事務に利用し、その目的以外には使用しません。
- この用紙をFAX又は郵送してください。

入力欄	チェック欄



一部払戻し
預金 請求書
解 約

一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

令和 元年 7月 1日

下記のとおり積立預金の(1.一部払戻し ②.解約)を請求します。 該当数字を で囲んでください。

所属コード	職員番号
7 0 0 0 0 0	9 9 9 9 9 9

所属名	津小学校	届出印
名前	互助 太郎	

1. 一部払戻し

希望する払戻し額と払戻し日を記入してください。

一部払戻し額							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

一部払戻し日		
年	月	日

②. 解 約

解約月のみ記入し、解約金の明細欄には何も記入しないでください。
又、退職の場合は、解約月は記入せず、(退職)と空欄に記入してください。

解約金の明細							
当月積立額	千万	百万	十万	万	千	百	十円
積立残高							
利息額							
所得税額							
解約払出額							

解約月	
年	月
0 1	0 7

(注意事項)

- 一部払戻しは月3回(5日・15日・25日)、解約は月1回(25日)が送金日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。ただし、8月・1月に限り、電算関係事務の都合により一部払戻しの送金日が、月2回となります。なお、解約の場合、希望する解約月の積立分も含めて送金日に送金します。締切日・送金日一覧は、当会ホームページ及び「福利のたより」に掲載しています。
- 一部払戻し及び解約をしても利率は下がりません、手数料もかかりません。
- 法定外控除口座又は送金用口座(お持ちの場合)へ送金されます。
- 解約される方で、少額貯蓄非課税制度(新マル優制度)の適用を受けている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。
- この用紙の記入内容は、預金管理事務に利用し、その目的以外には使用しません。
- この用紙をFAX又は郵送してください。

入力欄	チェック欄



一部払戻し
預金 請求書
解 約

一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

令和 元年 7月 1日

下記のとおり積立預金の(1.一部払戻し ②.解約)を請求します。 該当数字を で囲んでください。

所属コード	職員番号
7 0 0 0 0 0	9 9 9 9 9 9

所属名	津小学校	届出印
名前	互助 太郎	

1. 一部払戻し

希望する払戻し額と払戻し日を記入してください。

一部払戻し額							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

一部払戻し日		
年	月	日

②. 解 約

解約月のみ記入し、解約金の明細欄には何も記入しないでください。
又、退職の場合は、解約月は記入せず、(退職)と空欄に記入してください。

解約金の明細							
当月積立額	千万	百万	十万	万	千	百	十円
積立残高							
利息額							
所得税額							
解約払出額							

解約月	
年	月

(退職)

(注意事項)

- 一部払戻しは月3回(5日・15日・25日)、解約は月1回(25日)が送金日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。ただし、8月・1月に限り、電算関係事務の都合により一部払戻しの送金日が、月2回となります。なお、解約の場合、希望する解約月の積立分も含めて送金日に送金します。締切日・送金日一覧は、当会ホームページ及び「福利のたより」に掲載しています。
- 一部払戻し及び解約をしても利率は下がりず、手数料もかかりません。
- 法定外控除口座又は送金用口座(お持ちの場合)へ送金されます。
- 解約される方で、少額貯蓄非課税制度(新マル優制度)の適用を受けている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。
- この用紙の記入内容は、預金管理事務に利用し、その目的以外には使用しません。
- この用紙をFAX又は郵送してください。

入力欄	チェック欄